

需要場所間の電力融通に関する確認書

需要場所間の電力融通について以下のとおり申し込みます

1. 融通元

需要者名・発電者名	
融通元の所在地	
主任技術者（会社名・氏名）	
主任技術者（連絡先）	

2. 申込内容（該当するものにチェックしてください）

<input type="checkbox"/>	再エネ等の電力融通	<input type="checkbox"/>	非常時の電力融通
--------------------------	-----------	--------------------------	----------

3. 確認事項（以下事項を確認のうえチェックしてください）

<input type="checkbox"/>	融通元および融通先の電気工作物は、自家用電気工作物である。
<input type="checkbox"/>	融通元および融通先の電気工作物は、電気設備に関する技術基準を定める省令を満たす設備である。
<input type="checkbox"/>	「再エネ等の電力融通」の場合、電力系統からの引込みは融通元に限り、融通先には引込みを行わない。
<input type="checkbox"/>	「非常時の電力融通」の場合、融通元電気工作物と融通先電気工作物が平時において、インターロック機構等により、電氣的に接続されていない。
<input type="checkbox"/>	融通先の需要場所において、融通元を起点とする配線が、融通先の配線と識別可能なように施設されている。
<input type="checkbox"/>	融通先には非常用自家発電装置又は停電時にも電気を供給する設備が設置されていない、または、これらの電気回路と融通を受ける電気回路が電氣的に接続されていない。
<input type="checkbox"/>	融通先が、系統停電時においても発電可能な電気工作物である場合は、インターロック機構を採用する等により、系統停電時に系統への逆充電されない措置が取られている。
<input type="checkbox"/>	融通元または融通先の点検等のため、他の需要場所の構内に立ち入る必要がある場合は、当該他の需要場所の電気工作物の設置者等が立ち会うなど、アクセスが認められるとともに誤認による事故等が発生しないように予め申し合わせがなされている。
<input type="checkbox"/>	当該電気工作物と原需要場所に設置する電気工作物の設置者が同一である。
<input type="checkbox"/>	（当該電気工作物と原需要場所に設置する電気工作物の設置者が同一でない場合）それぞれの設置者の間で、保安上の責任分界点が明確にされている。
<input type="checkbox"/>	融通元および融通先の主任技術者は、同一の主任技術者である。
<input type="checkbox"/>	（融通元および融通先の主任技術者は、同一の主任技術者でない場合）それぞれの設置者の間で、責任分界点・事故時対応等の申し合わせを行っている。
<input type="checkbox"/>	「非常時の電力融通」の場合、次に掲げる全ての要件を満たしている。 （イ） 電力融通する際は、電気主任技術者等が判断を行うこと。 （ロ） 電力融通していないときは、融通先の屋内配線と融通元の電気工作物が電氣的に接続されていないが、電力融通のときは融通先の電気工作物が確実に系統から切り離される場合に限り、融通先の屋内配線と融通元の電気工作物が電氣的に接続されるよう設備が設置されること。

（確認書提出にあたってのお願い）

- 融通元と融通先の位置が分かる平面図や、単線結線図をあわせて提出してください。
○インターロック機構（遮断器の動作条件、解列点および連系点）の分かる単線結線図や資料をあわせて提出してください。

4. 融通先の情報

需要者名	
所在地	
供給地点特定番号	
申込番号	
融通先の設備総容量	
主任技術者（会社名・氏名）	
主任技術者（連絡先）	

本確認書を受領する一般送配電事業者は、接続供給等の申込みおよび実施に際して得た情報を、託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。